

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例の延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税 18) (法人住民税、事業税:義、事業所税:外)(地方税 15) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 (1) 国税 (情報通信産業振興地域) ア 投資税額控除(法人税) ・対象地域内において情報通信業務用設備を新・増設した青色申告法人は、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額を法人税額から控除 (ア) 建物及び建物附属設備等の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるもの 8% (イ) 機械・装置、特定の器具・備品の取得価額の合計額が 100 万円を超えるもの 15% ・法人税額の 20%が上限額(繰越4年)、取得価額の上限額 20 億円 ・建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定 (情報通信産業特別地区) イ 所得控除(法人税)(※情報通信産業振興地域に係る投資税額控除との選択制度) ・情報通信産業特別地区内で営む特定情報通信事業から得られた法人所得について、40%に相当する金額を損金の額に算入(事業認定法人で、法人設立後 10 年間) (2) 地方税 (情報通信産業振興地域) ア 法人住民税及び事業税 ・上記の法人税負担の軽減と同様の効果を適用する(自動連動)。 イ 事業所税 ・那覇市内において 1,000 万円を超える情報通信業務に供する機械等及び 1 億円を超える建物等を新・増設した法人は、当該事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準の対象床面積のうち、1/2に相当する面積を5年間控除 (3) 上記の適用期限(平成 29 年3月 31 日)を5年間延長する。 《関係条項》 沖縄振興特別措置法 第 31 条、第 32 条 租税特別措置法 第 42 条の 9、第 60 条、第 68 条の 13、第 68 条の 63

		<p>租税特別措置施行令 第27条の9、第36条、第39条の43、第39条の90</p> <p>租税特別措置法施行規則 第20条の4、第21条の18、第22条の26、第22条の61</p> <p>地方税法 附則第33条</p> <p>地方税法施行令 附則第16条の2の8</p>	
4	担当部局	内閣府 政策統括官(沖縄政策担当)付 産業振興担当参事官室	
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成24年度~33年度	
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成10年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信産業振興地域の創設 <p>平成14年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区の創設 <p>平成19年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区における認定法人の所得控除等の延長及び拡充(常時従業員数要件20名以上を10名以上へ緩和) <p>平成24年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区の対象地区にうるま地区(うるま市)を追加。 ・特定情報通信事業に、バックアップセンター、セキュリティデータセンターを追加等 <p>平成26年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域、地区指定及び事業認定に係る権限の県知事への移譲 ・事業認定に係る常時従業員数要件の緩和(10人→5人) ・特定情報通信事業に、情報通信機器相互接続検証事業を追加 ・投資税額控除の下限取得価額の引き下げ(機械・装置、特定の器具・備品 1,000万円超→100万円超) 	
7	適用又は延長期間	5年間(平成29年度~平成33年度)	
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>スマートフォンやタブレット端末等に代表される情報通信端末の急速な進展やスマート家電等の普及により、今後、世界的に、国際競争力のある商品の開発や検証事業等の情報通信産業の伸びが見込まれている。</p> <p>このため、沖縄においても、情報通信産業の一層の高付加価値化や情報通信機器の相互接続の検証事業を行う企業等の集積等を進めることにより、沖縄における情報通信産業の発展や雇用の創出等を図り、もって沖縄における自立型経済の発展を目指す。</p>
			<p>《政策目的の根拠》</p> <p>○ 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつそ</p>

の総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

六 情報通信産業 情報記録物(新聞、書籍等の印刷物を除く。)の製造業、電気通信業、映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成される作品であつて録画され、又は録音されるものの制作の事業、放送業(有線放送業を含む。)、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット付随サービス業(インターネットを利用した通信又は情報の処理若しくは提供に関する事業活動であつて政令で定めるものを行う業種をいう。)をいう。

七 特定情報通信事業 情報通信産業に属する事業のうち、情報の電磁的流通(符号、音響、映像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信をいう。)の円滑化に資する事業、情報処理の高度化を支援する事業その他の企業等の経営の能率及び生産性の向上を図る事業であつて、その事業を実施する企業の立地を図ることが情報通信産業の集積を特に促進するものとして政令で定めるものをいう。

八 情報通信技術利用事業 情報通信産業以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により商品又は役務に関する情報の提供を行う事業その他の政令で定める事業をいう。

(情報通信産業振興計画の作成等)

第二十八条 沖縄県知事は、情報通信産業の振興を図るための計画(以下「情報通信産業振興計画」という。)を定めることができる。

2 情報通信産業振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 略

二 情報通信産業の振興を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域の区域

三 前号の区域内において特定情報通信事業を実施する企業を促進するため必要とされる政令で定める要件を備えている地区を定める場合にあっては、その区域

3～8項 (略)

(情報通信産業特別地区における事業の認定)

第三十条 提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業特別地区の区域において設立され、当該区域内において特定情報通信事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。

2～4項 (略)

○ 沖縄振興基本方針(平成24年5月11日 内閣総理大臣決定)

II 沖縄の振興の意義及び方向

2 沖縄振興の方向

(1) 沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展

アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。

			<p>特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。</p> <p>Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項</p> <p>1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項</p> <p>(2) 情報通信関連産業</p> <p>情報通信関連産業は、アジア地域との近接性やリスク分散の観点からも、沖縄が優位性を発揮し得る産業分野であり、今後も戦略的に振興を図っていく必要がある。</p> <p>このため、沖縄の地理的優位性を活用する企業立地の促進、アジア諸国の企業等との連携の強化、グローバルな競争力を有する人材や企業の育成、クラウド時代への対応、行政分野を含む多分野のIT化の促進等を目指す。</p>																																																		
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】11 沖縄政策の推進</p> <p>【施策】① 沖縄政策に関する施策の推進</p>																																																		
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>平成 33 年度</p> <p>進出後に税を活用した企業数 37 社</p> <p>上述の企業進出に伴う雇用者数の増加 15,670 人</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本制度を通じて、沖縄県内への情報通信関連企業の立地を促進するとともに、当該進出企業の事業活動や設備投資を後押しすることで、沖縄県内における情報通信産業の集積を促進しその高度化に寄与する。</p> <p>また、更なる情報通信関連産業の集積により、社会基盤としての情報通信技術の活用を通じて、観光産業をはじめとする他の産業への波及効果、ひいては沖縄県の産業振興に寄与することが期待できる。</p>																																																		
9	有効性等	① 適用数等	<p>1. 税制優遇措置の適用状況</p> <p>○国税及び地方税の特例措置の適用状況</p> <p style="text-align: right;">(単位:件、百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>H24 年</th> <th>H25 年</th> <th>H26 年</th> <th>H27 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">所得控除</td> <td>適用件数</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>0.6</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">投資税額控除</td> <td>適用件数</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>13</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>852.6</td> <td>680.1</td> <td>693.2</td> <td>531.8</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">法人住民税</td> <td>適用件数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>147.8</td> <td>117.7</td> <td>119.8</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事業税</td> <td>適用件数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>0.06</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>			H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	所得控除	適用件数	1	0	0	1	適用額	0.6	0	0	0.9	投資税額控除	適用件数	11	11	13	12	適用額	852.6	680.1	693.2	531.8	法人住民税	適用件数	—	—	—	—	適用額	147.8	117.7	119.8	—	事業税	適用件数	—	—	—	—	適用額	0.06	0	0	—
		H24 年	H25 年	H26 年	H27 年																																																
所得控除	適用件数	1	0	0	1																																																
	適用額	0.6	0	0	0.9																																																
投資税額控除	適用件数	11	11	13	12																																																
	適用額	852.6	680.1	693.2	531.8																																																
法人住民税	適用件数	—	—	—	—																																																
	適用額	147.8	117.7	119.8	—																																																
事業税	適用件数	—	—	—	—																																																
	適用額	0.06	0	0	—																																																

事業所税	適用件数	2	2	2	2
	適用額	1.2	1.4	2.1	2.6

※国税について、平成 24 年度から平成 26 年度は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。

※地方税(法人住民税・事業税の自動連動分)について、平成 24 年度から平成 26 年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。

※地方税(事業所税)及び平成 27 年度の国税の適用状況については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査。
 ※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。また、事業税に地方法人特別税を含んでいる。

※事業所税については那覇市のみの措置。

※算定できないものについては「-」と記載。

・ 今後は、平年度で所得控除 約 5 百万円、投資税額控除 約 10 億円の適用を見込む。(上記達成目標実現等の仮定のもとでの試算。)

○所得控除の適用実績が僅少な理由

平成 26 年度に制度を拡充した結果、これまで実績がなかった事業認定について、平成 27 年度までに計 2 社の企業を認定し、そのうちの 1 社については平成 27 年度に所得控除の活用が見込まれる。

所得控除制度をはじめとした税制上の優遇措置を呼び水にして、沖縄県内への IT 関連企業の進出は順調に増加しており、今後、データセンターや相互接続検証事業等、所得控除の対象となる企業進出に伴って、事業認定企業の増加及び所得控除の活用が増えていくことが見込まれる。

また、平成 26 年度の制度拡充以降、セミナーや広報を通じて県内外の企業等に広く制度内容の周知活動を行い、一定の成果を上げてきた。今後は制度内容の詳細な理解を一層浸透させていくため、これまでの周知活動に加えて税理士や企業の個別訪問を積極的に実施していく等、きめ細かい周知に努めていきたい。

<参考:認定企業数>

	H24 年度		H25 年度		H26 年度		H27 年度	
	新規	累計	新規	累計	新規	累計	新規	累計
認定法人数	0	0	0	0	1	1	1	2

② 減収額

平成 26 年度税制改正後の減収額実績

(単位:百万円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
減収額	853	680	693	532

※平成 26 年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)における活用実績に基づいて試算。平成 27 年度については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査結果における活用実績に基づいて試算。

・ 今後は、平年度で約 10 億円の減収額を見込む。(上記達成目標実現等の仮定のもとでの試算。)

③ 効果・税
収減是認
効果

《効果》

1. 達成目標の実現状況
(過去3年間の実現状況)

・進出後に税を活用した企業数

	H25年度	H26年度	H27年度
企業数	11社	13社	13社

※ 国税を活用した企業数。

※ 平成25年度及び平成26年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)から引用。平成27年度については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査結果から引用。

・これまでの活用企業による雇用者数: 5,929人

※ 沖縄県調べ。

※ 沖縄県庁実施の企業アンケート調査において、過去3年間に税制を活用した企業14社における雇用者数。

(平成28年度以降の見込み)

<年度>

	H28	H29	H30	H31	H32	H33
企業数	16	19	23	27	32	37
雇用者数	6,776	8,047	9,741	11,435	13,552	15,670

※ 企業数については、進出後に税制を活用する推定企業数。

※ 雇用者数については、当該活用企業による想定雇用者数。平成25年度から平成27年度までの実績を勘案し、1企業当たり424名雇用すると仮定(5,929人/14社)

2. 所期の目標の実現状況

所期の目標:

- ・情報通信関連企業の立地数を平成33年度までに440社とする。
- ・立地企業による雇用者数を平成33年度までに4.2万人とする。

実現状況:

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
立地企業数	263	301	346	387
雇用者数	23,741	24,869	25,912	26,627

・立地企業数については、所期の目標達成に向けて順調に増加している。雇用者数については、増加しているものの、所期の目標達成に向けて一層の伸長が必要。

3. 所期の目標の変更について

前回の事前評価時での点検結果では、「本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するかが明らかでなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度を明らかにする必要がある。」という指摘を受けたため、新たに測定指標を設定し直したところである。

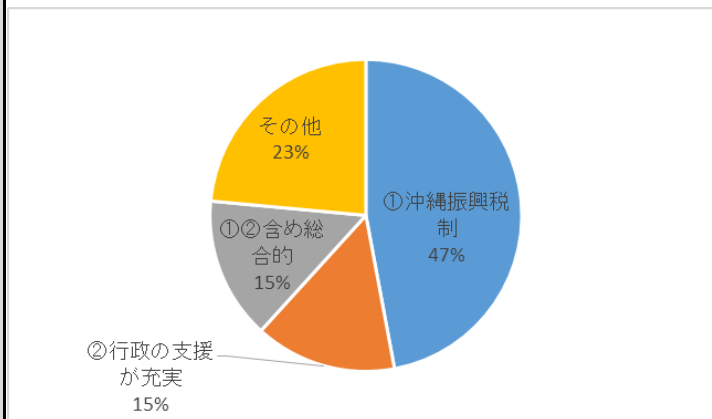
4. 租税特別措置等による波及効果

本税制は、企業の沖縄進出を後押しするインセンティブ措置として作用しており、具体的には、税制説明会を開催した際に実施したアンケートの回答企業のうち47%が沖縄の特区地域内で事業を展開する決め手として税制を選択している。

なお、平成26年度に制度を拡充したことで立地促進の効果が高まり、県内への企業進出を更に押し上げる効果があった。具体的には、平成20年度から平成25年度までは年平均約23社が進出ことに対して、平成26年度・平成27年度はそれぞれ45社、41社が沖縄進出を果たした。

<参考：沖縄振興税制活用セミナーでのアンケート結果>

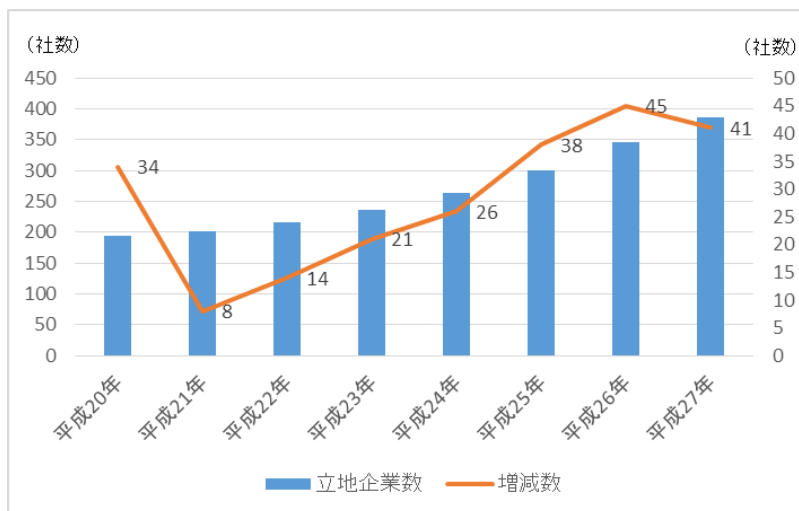
・特区地域で事業を展開する決め手に対する回答割合



※回答者数は70名。

<参考：立地企業数の推移>

・沖縄県の情報通信産業の立地企業数及び増減数の推移



・立地増加企業数の平均

平成20年～平成25年：23.5社

平成26年・平成27年：43社

※立地企業数は沖縄県調べ。

			<p>5. 制度が延長できない場合の影響</p> <p>本制度は沖縄への投資を検討している企業を後押しし、また進出後の企業の自助努力による早期安定化及び規模拡大を促すものである。</p> <p>上述のとおり、本制度は企業の沖縄進出及びその事業展開を進めるインセンティブ措置として作用しており、平成 26 年度に制度を拡充した結果、沖縄県内への企業進出数も増加しており、それに伴って雇用者数も順調に推移しているところ。</p> <p>本制度が存続できない場合、今後沖縄への立地を検討している企業の投資意欲を削いでしまうことになりかねず、結果として企業進出の低迷や撤退及び雇用機会の喪失につながる事となる。そのため、本制度を継続することで引き続き企業誘致を推進するとともに、企業の自助努力による規模拡大を促すことにより、沖縄における民間主導の自立型経済の構築を図っていきたい。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>本制度は、情報通信関連企業の沖縄への進出を促進し、当該企業の事業活動を通じて、沖縄における情報通信産業の発展や雇用の創出に寄与している。具体的には、本特例措置を活用した企業進出等に伴って、これまで約 6,000 人の雇用を生んでいるところ。</p> <p>そのため、沖縄県の労働生産性を踏まえると、当該雇用によって県内の総生産を約 360 億円押し上げる経済効果が生じたものと試算され、本制度による 532 百万円の税収減を是認する効果があったものと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税活用企業による雇用者数： 5,929 人 ・沖縄県の労働生産性： 6,057,565 円 <p>→ 県内総生産の押し上げ効果： 359.2 億円</p> <p style="text-align: center;">※労働生産性は、就業者一人当たりの生産額(名目県内総生産/県内就業者数) (「県民経済計算」(内閣府)に基づいて試算)</p> <p>また、当該活用企業による直接的な雇用効果や総生産の押し上げ効果のほか、本制度をインセンティブとして沖縄県内への企業進出も活性化しており、本特例措置は沖縄県の情報通信産業の振興・雇用創出の観点から減収是認に足る効果のある施策と考えられる。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、情報通信産業振興地域・特区内に新たに立地し、又は新たに投資をした企業を対象にしており、投資を促進するものである。</p> <p>また、地域指定・事業認定等のスキームを通じて、情報通信産業の振興、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して措置を講じており、また、自助努力により利益を上げ、更なる成長を求めて設備投資を行うように企業に支援対象を限定している。</p> <p>なお、補助金は、自己式による設備投資ではないということに起因する過剰投資や無駄遣い等のモラルハザードを生じる可能性があり、また、事業者による建物の取得など、個人の資産形成に資するものにはなじまない。</p> <p>そのため、相対的に考えて、本特例措置は、必要最小限での確な措置となっている。</p>

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	沖縄県では、本制度のほか、一括交付金等の補助金もあるが、補助金では、人材育成や地理的不利性の解消への支援を行っており、また、本制度では、事業者による建物等の取得による設備投資等への支援を行うことで、役割分担をしている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本制度は沖縄県からの要望を踏まえて延長要望するものであり、国税に自動連動等する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄県が策定した沖縄振興計画の目標達成にも寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 25 年 8 月 (内閣 20)

情報通信産業特別地区・地域における減収額・適用見込み(試算)

○情報通信産業特別地区・地域における租税特別措置について 5 年間延長した場合の減収見込みについて、下記の通り試算。

1. 適用実績

(単位: 件、百万円)

項 目	事業 認定 (累計) 件数	所得控除		投資税額控除		減収額 合計	
		件数	適用額	減収額	件数		適用額 (減収額)
26 年度	1	0	0	0	13	693	693
27 年度	2	1	1	0	12	532	532
合計		1	1	0	25	1,225	1225
年平均		1	1	0	13	613	613
1 件あたりの 適用額		1		49			

※平成 26 年度は租税特別措置の適用実態調査結果、平成 27 年度は沖縄県のアンケート調査に基づく。
※法人税率については、平成 26 年度は 25.5%、平成 27 年度は 23.9%として試算。

2. 立地企業数

(単位: 件、%)

項 目	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	合計
企業数	237	263	301	346	387	1,534
増加数	21	26	38	45	41	171
増加率	9.7%	11.0%	14.4%	15.0%	11.8%	12.5%

※沖縄県のアンケート調査に基づく。

3. 平成 28 年度以降の見込み

仮定①: 1 年度あたり、立地企業が 12.5%(過去 5 年間の増加率)増加する。

仮定②: 事業認定については、3 年間で 5 件認定する見込みであることから、年 2 件のベースで増加する。

仮定③: 認定企業認定の翌々年に所得控除を適用する。

※ 実績では、事業認定の当年、又は翌年に所得控除を適用していることから、翌々年であれば所得控除を適用する可能性が高いため。

仮定④: 適用実績から、所得控除 1 件当たりの適用額は 1 百万円とする。

※ 所得控除額 1 百万円 ÷ 所得控除件数 1 件 = 1 百万円

仮定⑤: 適用実績から、立地企業が投資税額控除を適用する割合は 3.4%とする。

※ 投資税額控除件数 25 件 ÷ 立地企業数 733 件 = 3.4%

仮定⑥: 適用実績から、投資税額控除 1 件当たりの適用額は 49 百万円とする。

※ 投資税額控除額 1,225 百万円 ÷ 投資税額控除件数 25 件 = 49 百万円

○以上の仮定に基づき、各年度の減収額・適用見込みを試算。

(単位:件、百万円)

年度	推計 企業数	事業認 定	所得控除			投資税額控除		減収額 見込み (⑤+⑦)
	① 件数	② 件数	③ 件数	④ 適用額 (③×1)	⑤ 減収額 (④×税率)	⑥ 件数 (①×3.4%)	⑦ 適用額 (減収額) (⑥×49)	
平成 28	435	4	1	1	0	15	735	735
平成 29	489	6	2	2	0	17	833	833
平成 30	550	8	4	4	1	19	931	932
平成 31	619	10	6	6	1	21	1,029	1,030
平成 32	696	12	8	8	2	24	1,176	1,176
平成 33	783	14	10	10	2	27	1,323	1,323
合計			31	31	6	123	6,027	6,033
平年度			<u>5</u>	<u>5</u>	<u>1</u>	<u>21</u>	<u>1,005</u>	<u>1,006</u>

※法人税率については 29 年度までは 23.4%、30 年度以降は 23.2%として試算。